

保守点検作業要領書

別紙委託契約書に基づく点検整備は、下記の要領にて実施するものとする。

1. 点検整備は『ゲート点検・整備要領(案)』(社団法人ダム・堰施設技術協会)の定期(年点検)の項目に基づいて行うこと。特に次の事項に留意すること。

1) クレストゲート

- (1) 全閉→全開→全閉の動作点検をし、制御用電気関係の点検を行うこと。接点の焼損、錆びつき、摩耗等に注意し、異常があれば補修すること。
- (2) 減速装置の異常の有無、油充填の状況を点検し、漏油部分のパッキンの取替を行うこと。
- (3) ボルトナット類の弛み及び回り止めネジの脱落の有無を点検し、必要に応じて増締めを行うこと。
- (4) ゲート本体等、発錆状態を点検し、必要箇所には錆止め剤を塗布すること。また、ゲート本体及び水抜き孔等に、石、セメント、ゴミ等が付着していないかを点検し、付着していれば清掃すること。
- (5) 水密部分を点検し、ゴムの劣化・摩耗状態を点検すること。
- (6) 各潤滑油給油箇所及びグリース塗布箇所の状況を点検し、必要に応じてオイルの交換、グリースアップ及び清掃を行うこと。
- (7) リレースイッチ及び全閉・全開リミットスイッチの動作、電圧・電流計の性能を確認すること。
- (8) 電動機の運転状況、接続ケーブルの弛み、絶縁状況、その他配線の状態を点検すること。
- (9) ワイヤロープの摩耗状況、素線切れ及び片吊りの状態を点検すること。
- (10) 予備エンジンによる開閉動作を行い、各部動作状態を点検すること。
- (11) 遠方開度と現場開度計の動作確認を行い、異常があれば調整すること。
- (12) 「戸当たり・固定部」については点検は実施しないものとする。
- (13) 左岸側1門のワイヤロープのグリースアップを行うこと。グリースアップの範囲は、操作室内での作業が可能な範囲とする。古いグリスの除去に使用する希釈剤、及び新しく塗布するグリスは、県支給品を使用すること。

2) 非常用ゲート

- (1) 全閉→全開→全閉の動作点検をし、制御用電気関係の点検を行うこと。接点の焼損、錆びつき、摩耗等に注意し、異常があれば補修すること。
- (2) 減速装置の異常の有無、油充填の状況を点検し、漏油部分のパッキンの取替を行うこと。
- (3) ボルトナット類の弛み及び回り止めネジの脱落の有無を点検し、必要に応じて増締めを行うこと。
- (4) ゲート本体等、発錆状態を点検し、必要箇所には錆止め剤を塗布すること。また、ゲート本体及び水抜き孔等に、石、セメント、ゴミ等が付着していないかを点検し、付着していれば清掃すること。
- (5) 水密部分を点検し、ゴムの劣化・摩耗状態を点検すること。
- (6) 各潤滑油給油箇所及びグリース塗布箇所の状況を点検し、必要に応じてオイルの交換、グリースアップ及び清掃を行うこと。
- (7) リレースイッチ及び全閉・全開リミットスイッチの動作、電圧・電流計の性能を確認すること。
- (8) 電動機の運転状況、接続ケーブルの弛み、絶縁状況、その他配線の状態を点検すること。
- (9) ワイヤロープの摩耗状況、素線切れ及び片吊りの状態を点検すること。
- (10) 予備エンジンによる開閉動作を行い、各部動作状態を点検すること。
- (11) 遠方開度と現場開度計の動作確認を行い、異常があれば調整すること。
- (12) 「戸当たり」については点検は実施しないものとする。

3) スルースバルブ (φ800)

- (1) 制御用電気関係の点検を行い、接点の焼損、錆びつき、摩耗等に注意し、異常があれば補修すること。
- (2) 電動機の運転状況、接続ケーブルの弛み、絶縁状況、その他配線の状態を点検すること。
- (3) 減速装置の異常の有無、油充填の状況を点検すること。
- (4) ボルトナット類の弛み及び回り止めネジの脱落の有無を点検し、必要に応じて増締めを行うこと。
- (5) 「扉体・本体」「充水装置」及び「放流管」については点検は実施しないものとする。

4) ホロージェットバルブ (φ350、φ1600)

- (1) 全閉→全開→全閉の運転を行い、動作の異常の有無を調べる。不具合箇所は関係員の判断のうえ部品の取替を行うこと。
- (2) ベアリング及び回転部を点検すること。
- (3) 漏水部分あるいは漏油部分のパッキンの取替を行うこと。
- (4) バルブ内を清掃し、必要に応じ錆止め塗装を行うこと。
- (5) 制御用電気部品を点検すること。スイッチの動作確認及び接点の磨きあるいは取替を行うこと。
- (6) 電動機の絶縁抵抗を測定し、配線の状況を点検すること。
- (7) 手動操作による動作状況を確認すること。
- (8) 負荷運転を行い、運転時の異常の有無を確認すること。
- (9) 「充水装置」及び「放流管」については点検は実施しないものとする。
- (10) φ350の減速機のオイル交換を行うこと。
交換オイルは県支給品を使用し、廃油は職員の指定する部屋に保管すること。

上記の保守は関係員立ち会いのうえ実施すること。

2. 仕様

上記の点検要領により、各機器が正常に動作するよう点検を行い、点検後は速やかに点検報告書を提出すること。点検報告書は『ゲート点検・整備要領(案)』(社団法人ダム・堰施設技術協会)に基づき作成のこと。